

令和6年度 佐渡市産業振興施策 ・補助金等制度について

現時点で公募要領等が公表されておらず、検討中の内容も多く含まれます。

申請の際には、必ず最新の情報をご確認ください。

佐渡市地域振興部産業振興課

日時 令和6年3月25日(月) 14:00~16:00
会場 佐渡市役所 本庁2階大会議室

1 中小企業人材力向上支援事業

事業の内容

事業目的

優秀な人材の育成・確保を推進するため、資質又は技術の向上を図るための資格取得に係る市外への旅費や受験料の一部を支援します。

事業概要

○補助対象者 市内の中小企業者

○補助対象経費

【市外での資格取得】

- (1)受験料
- (2)旅費のうち、船賃、宿泊費
- (3)教材費(必要なものに限る)

○補助率 右記参照

○補助限度額 **1人につき10万円以内**

注)同一年度に**1事業所延べ10人(回)まで**

令和5年度との変更点

資格取得に係る試験会場は市内・市外を問わず補助対象としていましたが、令和6年度より**市外での受験等に係る経費**のみが補助対象となります。

◎補助対象経費と補助率(変更なし)

- (1)「受験料・受講料」……………補助率50%
- (2)旅費
 - ①乗船料(2等CF)……………補助率50%
 - ②路線バス……………補助対象外
 - ③新幹線・電車など……………補助対象外
 - ④宿泊料……………補助率50%
- (3)その他、必須のテキストなど……………補助率50%

◎申請方法

予算の範囲内で随時受付ます。

ただし、事業に着手する前に申請書の提出が必要です。着手後の申請は受付できませんので、ご注意ください。

(提出書類)

- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書及び収支予算書
- ・資格取得案内書類の写し
- ・申請金額の積算根拠書類
- ・納税証明書(佐渡市提出用)



2 地場産品販路開拓支援事業

事業の内容

事業目的

自社製品の情報発信や同業種・異業種との交流拡大、消費者等の情報収集を目的として見本市・商談会等へ出展し、市内の優れた製品の市場開拓や、物産展への出展による地場産品の販路拡大を支援します。

事業概要(補助要件、補助率など)

○補助対象者

市内に工場又は事業所を有する製造業・小売業

○補助対象経費

(1)製品運送料 (2)旅費のうち船賃、宿泊費

※(2)については、1回につき**2人分までを上限**

※宿泊費は前泊・後泊含めて7泊分まで

○補助率

右記参照

○補助限度額

見本市・商談会等は20万円、物産展は10万円

※同一年度に**1事業所3回まで**

令和5年度との変更点

製品運送料と旅費のみが補助対象経費となります。

また、宿泊については前泊・後泊含めて7泊分を上限とします。

◎補助対象経費と補助率

(1)製品運送料……補助率50%

(2)旅費

①船賃(2等CF) ……………補助率50%

②宿泊費……………補助率50%

③鉄道賃・航空賃・バス賃など……補助対象外

◎申請方法

予算の範囲内で随時受付ます。

ただし、事業に着手する前に申請書の提出が必要です。着手後の申請は受付できませんので、ご注意ください。

(提出書類)

- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書及び収支予算書
- ・見本市等の開催案内等
- ・申請金額の積算根拠書類
- ・納税証明書(佐渡市提出用)



3 企業ブランド力強化支援事業

事業の内容

事業目的

島内事業者の認知度アップや人材確保を促進するために要する経費の一部を補助します。

事業概要(補助要件、補助率など)

○補助の対象となる業種

市内の中小企業者等

○補助対象経費・補助率・補助限度額

補助率は対象経費の50%以内、補助限度額は表のとおり

令和5年度との変更点

令和5年度までの採用活動オンライン化の枠を廃止し、令和6年度からは外国人材の活用枠が新規に設置されました。また、インターンシップ受入の細分化、ホームページ制作は新規制作のみとなります。

◎申請方法

予算の範囲内で随時受付ます。
ただし、事業に着手する前に申請書の提出が必要です。着手後の申請は受付できませんので、ご注意ください。

(提出書類)

- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書及び収支予算書
- ・申請金額の積算根拠書類
- ・納税証明書(佐渡市提出用)

補助対象事業	補助対象経費		補助限度額	その他
ホームページ制作	採用情報の充実を含むホームページの作成に係る外部委託費		20万円	新規作成のみ
有料職業紹介事業者の利用	求職求人サイト登録掲載費用、コンサルティング、紹介業務等の委託費用		25万円	
インターンシップ受入	短期	2等カーフェリー往復1回分まで	2万円	1週間未満のインターンシップ
	中期	2等カーフェリー往復3回分まで	15万円	1週間以上1か月未満のインターンシップ
	長期	2等カーフェリー往復8回分まで	50万円	1か月以上のインターンシップ
企業説明会出展	就職イベントや合同説明会への参加経費		20万円	
外国人材の活用	手数料支援	外国人材紹介事業者に支払う経費(紹介料、事務費等)	20万円	初年度のみ
	生活支援	家電購入費(洗濯機、冷蔵庫、冷暖房器具)、自転車購入費	2万円	3年以内に1回のみ
	語学支援	日本語の講習料(日本語教室又は通信教育等に係る入学金、授業料、教材費等)	12万円	3年以内に1回のみ
	交通費支援	バス定期券購入費	6万円	3年以内に1回のみ

4 地域商店魅力向上支援事業

事業の内容

事業目的

既存の建物を活用したにぎわい創出や地域産業活性につながる魅力的な商店づくりを目指すために実施する費用の一部を補助します。

事業概要(補助要件、補助率など)

○補助の対象となる業種

小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業等で来客型の店舗を営むもの

○補助対象経費・補助率・補助限度額

既存の建物を活用した施設改修を伴うもので、右の対象制度の交付確定額の**10%を上乗せ補助**します。

補助限度額は、10万円です。

令和5年度との変更点

令和5年度は、市の単独制度として運用していましたが、令和6年度は、国県補助金の上乗せ補助として運用します。

◎申請方法

申請受付期間や申請の手引きは佐渡市HPやSNSで別途周知します。

なお、補助事業の採択に当たっては、対象となる国県補助金の確定通知の添付により、予算の範囲内で採択します。

※R6.4.1以降の交付決定で、R7.2.28までに額が確定するものが対象です。

対象となる国県補助金

【小規模事業者持続化補助金(国)】

小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で販路開拓や生産性向上の取り組みを支援。

【新事業チャレンジ補助金(県)】

エネルギーや物価高騰の影響を踏まえ、経済社会活動の変化に対応するために行う新たな商品開発やサービス提供等の取り組みを支援。

【企業チャレンジ応援事業(NICO)】

デジタル技術を活用し、県内での地域課題や社会活動の解決に資する事業に関する起業の促進を支援。

5 雇用機会拡充事業

事業の内容

事業目的

雇用の増加を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助することにより、特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充を図ります。

事業概要(補助要件、補助率など)

○補助対象者

- ・佐渡市内において創業する者(事業を承継する者を含む)
- ・佐渡市内の事業所において、事業拡大を行う者
- ・主として佐渡市の商品、サービス等の販売を目的として佐渡市以外の地域において創業する者

※業種による制限はありません。

○補助対象経費・補助率・補助限度額

区分	補助率(補助金上限額)
創業	補助対象経費の4分の3(上限450万円)
事業拡大	補助対象経費の4分の3(上限1,200万円)
設備投資を伴わない事業拡大	補助対象経費の4分の3(上限900万円)

※設備投資を伴わない事業拡大とは、設備費又は改修費を経費に計上していないものを指します。

事業に関する要件

○雇用

- ①創業の場合、初年度の交付決定の日から翌々々年の2月末日までに従業員を新たに雇用し、助成終了後においても雇用が継続又は拡大が見込まれること。
- ②事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために新たに従業員を雇用し、助成終了後においても雇用が継続又は拡大が見込まれること。
- ③佐渡市以外の地域において創業する者の場合、計画期間内に当該事業者と直接取引のある佐渡市の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の新たな雇用に寄与し、助成終了後においても雇用が継続又は拡大が見込まれること。

◎申請スケジュール(予定)

(※令和7年度事業実施者向け)

令和6年11月上旬～12月上旬

事前相談・事前協議書の受付

令和7年1月下旬～2月 1次・2次審査

令和7年4月1日 交付決定

※令和6年度の募集は終了しました。

6 海上輸送費支援事業

佐渡で生産、製造された製品の島外出荷及び原材料の移入にかかる海上輸送費を補助します。

事業の内容

○補助対象者

補助対象品目を島外出荷する団体又は事業者

(佐渡市離島活性化協議会への加入が条件となり、入会後から補助対象になります。)

○補助対象品目

水産加工品、原木、電気機械、飲料、農産加工品

(対象品目に該当するかについては電話でお問い合わせください。)

○補助対象経費

佐渡で生産、製造された製品の島外出荷にかかる海上輸送費

(海上輸送にかかった経費を証明できる書類があることが条件です。)

○補助金額

海上輸送費の5分の4以内(予算の範囲内)

○募集期間

随時申込受付

○注意点

- ・毎月補助対象となる海上輸送費を報告していただきます。
- ・補助金は3月中に1年間分を一括して支払います。
- ・宅配便利用による移出入は対象外です。



※その他、生鮮の佐渡産農水産物の市外出荷も補助対象となる場合がありますのでお問い合わせください。

7 佐渡市制度融資

事業の内容

事業目的

中小企業者に対して、事業活動に必要な資金調達を円滑にすることで経営基盤の強化・経営の健全化を図ります。

融資名	地方産業育成資金	産業振興資金
融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内に住所がある事業所で、<u>対象業種(※1)</u>を営んでいる者 ● 市税の未納がない者 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内に住所があり、現在の事業を1年以上営んでいる者 ● 市税の未納がない者
資金用途	運転資金 ・ 設備資金	運転資金 ・ 設備資金 ・ 借換資金(※2)
融資限度額	1,000万円以内	1,000万円以内
貸付期間	運転 5年以内、設備 7年以内	運転・設備 7年以内(据置期間1年を含む)
貸付利率	年2.20%・1.90%・1.70%	年2.20%・1.90%・1.70%(※3)
返済方法	取扱金融機関の一般業務の例による	均等償還
融資枠	9億円	8.8億円

※1 地方産業育成資金対象業種: 鉱業, 採石業, 土砂採取業、建設業、製造業、情報通信業、運輸業, 郵便業、卸売業, 小売業、(一部業種は対象外) 不動産業, 物品賃貸業、学術研究, 専門・技術サービス業、宿泊業, 飲食サービス業、生活関連サービス業, 娯楽業、教育, 学習支援事業、複合サービス業、サービス業(他に分類されないもの)

※2 借換利用は、産業振興資金のみ可能(ただし、同日完済が条件)

※3 「経営革新計画」の承認を受けて事業を実施する対象者の場合は、利率を0.5%引き下げ

取扱金融機関: 第四北越銀行・大光銀行・新潟縣信用組合・新潟大栄信用組合・JA佐渡・JA羽茂(順不同)

8 創業・中小企業支援融資助成事業

事業の内容

事業目的

市内で創業、第二創業を目指す方や、6次産業化、農商工連携に取り組もうとする方、市内中小企業者で設備投資をする方が、その目的で融資を受ける際、借入必要額に対する利子相当額の半額を助成し、融資に対する負担の軽減を図るものです。

事業概要(補助対象者、利子助成率)

対象者	用途	融資限度額	助成率
創業、第二創業を目指す方、6次産業化、農商工連携に取り組もうとする方	運転資金 設備資金	運転・設備 合わせて 1,000万円	利子相当額の 50%
事業を営んでいる方	設備資金	1,000万円	利子相当額の 50%

注)助成額は、利子相当額に上記助成率を乗じて得た額から1,000円未満を切り捨てた金額となります。

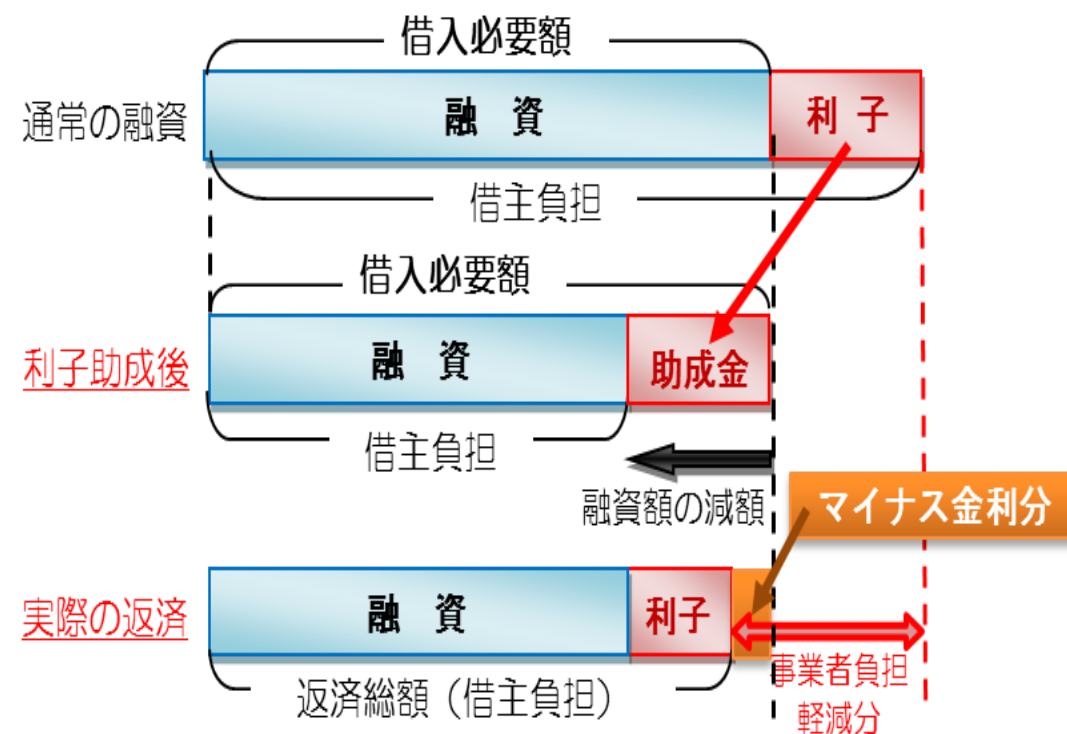
対象融資

- 【市】地方産業育成資金・産業振興資金
- 【県】中小企業創業等支援資金・小規模企業支援資金
- 【公】新事業活動促進資金・女性、若者/シニア起業家支援資金
新規開業資金・新創業融資制度・普通貸付

[凡例]

【市】佐渡市の融資制度 【県】新潟県の融資制度 【公】日本政策金融公庫の融資制度

※ 助成のイメージ図



創業・第二創業・設備投資等を応援します！

助成の条件

対象融資の繰上償還をしないこと

9-1 信用保証料補給

事業の内容

事業目的

中小企業者が新潟県信用保証協会の債務保証付きで融資を利用する際に発生する信用保証料の全部又は一部を助成することにより、事業資金調達の円滑化を図ります。

対象となる制度融資		貸付金額	補給割合
佐渡市地方産業育成資金		1,000万円以下	100%
佐渡市産業振興資金		1000万円以下	100%
佐渡市産業振興資金		2,000万円以下	50%
新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)	第1項、第5項	3,000万円以下	30%
新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)	第4項	3,000万円以下	100%
新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)	第3項、第7項	5,000万円以下	100%
新潟県小規模企業支援資金(一般要件枠)		1,000万円以下	50%
新潟県小規模企業支援資金(小口零細企業保証制度要件)		2,000万円以下	50%
新潟県中小企業創業等支援資金(創業枠)		500万円以下	100%
新潟県中小企業創業等支援資金(創業枠)		3,500万円以下	50%

※ 令和7年3月31日までに実行された融資が対象となります。

9-2 信用保証料補給

事業の内容

事業目的

中小企業者が新潟県信用保証協会の債務保証付きで融資を利用する際に発生する信用保証料の全部又は一部を助成することにより、事業資金調達の円滑化を図ります。

対象となる制度融資	貸付金額	補給割合
新潟県中小企業創業等支援資金(第二創業枠)	2000万円以下	50%
新潟県中小企業創業等支援資金(再チャレンジ枠)	2,000万円以下	50%
新潟県事業承継資金	1億円以下	50%
新潟県フロンティア企業支援資金	5,000万円以下	30%
新潟県商店街活性化支援資金	5,000万円以下	30%
小規模企業者カードローン当座貸越根保証(創業者枠)	100万円以下	100%
小規模企業者カードローン当座貸越根保証(一般枠)	300万円以下	100%
事業者カードローン当座貸越根保証	1,000万円以下	20%
事業者カードローン当座貸越根保証	2,000万円以下	10%
当座貸越根保証	1,000万円以下	20%

※ 令和7年3月31日までに実行された融資が対象となります。

9-3 信用保証料補給

事業の内容

事業目的

中小企業者が新潟県信用保証協会の債務保証付きで融資を利用する際に発生する信用保証料の全部又は一部を助成することにより、事業資金調達の円滑化を図ります。

対象となる制度融資	貸付金額	補給割合
当座貸越根保証	3,000万円以下	10%
当座貸越根保証	3,000万円超	5%
無担保当座貸越根保証	1,000万円以下	20%
無担保当座貸越根保証	3,000万円以下	10%
無担保当座貸越根保証	8,000万円以下	5%
商工貯蓄共済融資(幹旋融資制度)	2,000万円以下	30%

※ 令和7年3月31日までに実行された融資が対象となります。

10 地域の振興を促進するための税制上の特別措置(過疎税制)

事業の概要

事業目的	税の優遇により離島地域の産業振興を図り、離島の自立的発展を促進します。	
対象者	製造業、旅館業、情報サービス業等(※1)、農林水産物等販売業(※2)を行う法人又は個人	
	※1 情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業、コールセンター業	
	※2 農畜産物・水産物卸売業、野菜・果実小売業 など	
適用要件	国、県、市が定める対象の取得価額が以下のもの。 業種、資本金別に要件が異なる。	
	資本金	取得価額
	5,000万円以下	500万円以上
	～1億円以下	1,000万円以上
	～1億円超	2,000万円以上

(情報サービス業等、農林水産物販売業又は個人の場合)
資本金の額に関係なく取得価額(合計額)が500万円以上

《国税》 特別措置

○対象 機械・装置、建物・附属設備、構築物

○優遇措置

割増償却 5年間

○特別措置を受けるには...

佐渡市が発行する確認書類を税務署に提出

《県税》 特別措置

○対象 家屋、生産設備等

○優遇措置

不動産取得税 課税免除
事業税 課税免除(3年間)

○申請期限

県が定める期日まで

《市税》 特別措置

○対象 家屋、償却資産、土地

○優遇措置

固定資産税の課税免除 3年間

○申請期限

課税免除を受けようとする年の1月末日まで

11 先端設備導入促進基本計画に基づく支援措置

事業の概要

事業目的

中小企業の生産性の向上に向けた取組を促進するため、市の先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

項目	支援内容等
特例率・期間	3年間、特例率1/2
特例率・期間 (賃上げ表明有りの場合)	令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に取得した設備 4年間、特例率1/3
設備の要件	年平均の投資利益率が5%以上と見込まれる投資計画に記載された設備
設備対象(最低取得価格)	①機械装置(160万円以上) ②測定工具及び検査工具(30万円以上) ③器具備品(30万円以上) ④建物附属設備(60万円以上 ※家屋と一体で課税されるものは対象外)

※償却資産として課税されるものに限る

産業振興に関する各補助制度等についてのお問合せは・・・

佐渡市地域振興部産業振興課

TEL 0259-67-7863(直通)

メール sangyo@city.sado.niigata.jp